避難行動要支援者名簿の

更新および登録について

に登録しています。 るために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として名簿 町では、災害が起きた時に自分で避難することが難しく、避難す

お願いします。 年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆様のご協力を

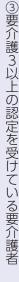
登録の対象となる方

以下の①~⑥の方のうち、 自力で避難すること

が難しいと思われる方

①65歳以上のひとり暮らし高齢者

②75歳以上の高齢者のみ世帯



④身体障害者手帳1・2級、 手帳の交付を受けている方 療育手帳又は精神障害者保健福祉

⑤特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者

⑥その他、

支援を必要としている方

容をご確認いただき、変更がある方は区長にご提出をお願い致します。 区長を通じて、「避難行動要支援者登録票」を配布しますので、内

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受付けています。

※登録の際、登録票に『避難支援者』を記載する欄がありますが、実 際に避難支援が可能な方の記載をお願いします。

※名簿は、町、区、民生委員、町社会福祉協議会、消防署、警察他、 避難支援に関わる関係機関で平常時から情報を共有し、 利用します。 災害時に

間合せ保健福祉課 **☎**077814718007

介護保険料の納め忘れはありませんか?

たときに、ご自身やご家族の金銭的負担が増大する場合があります。 くと、滞納期間に応じて保険給付を制限する措置が取られます。その結果、介護が必要になっ 介護保険料は介護保険制度を維持する上での大切な財源です。保険料を納めない状態が続

介護保険料を滞納すると:

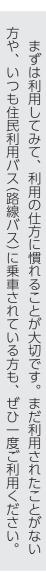
例 老人ホーム入所で毎月の施設費が25万円の場合、介護保険料に2年以上未納がある方と未納がな い方の自己負担額の比較(通常の負担割合が1割の方の場合)

自己負担額(月額) 25、000	保険料の支払い状況 保険料のも
25、000円(25万の1割)	保険料の未納がない場合
75、000円(25万の3割)	保険料の未納がある場合

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-4-8007

A-オンデマンドバス 南越前町らくらくおでかけバス

くなった。」、「ぜひ継続して利用したい。」との声をいただいています。 会員として登録されています。利用された方からは、「外出がしやす らくらくおでかけバスの運行が開始し、現在、400人以上の方が



◎らくらくおでかけバスはここがらくらく!

- 外出したい時間に合わせて乗れるから便利!
- 電話受付の対応も優しくて予約もかんたん!
- 乗り継ぎなしで町内のバス停ならどこでも行ける-
- 一人の予約でも複数人の予約でも利用ができる!



《らくらくおでかけバス 停留所追加のお知らせ》

2月2日(金)より、新たに次の停留所を追加しました。

191 湯尾稲荷

